

交通誘導警備業務にかかる検定合格警備員の
「配置路線」の一部改正について

平成28年1月1日施行

交通誘導警備業務の契約時に必ず確認して下さい

千葉県公安委員会が認定する路線について一部改正を行い、**県内27路線**を認定しました。**警備業者が**、下記路線において交通誘導警備業務を行う際には、交通誘導警備業務を行う場所ごとに**交通誘導警備業務1級**又は**2級の検定合格警備員を1人以上配置**しなければなりません。

路 線	区 間
一般国道6号	千葉県内の区間
一般国道14号	千葉県内の区間
一般国道16号	千葉県内の区間
一般国道51号	千葉県内の区間
一般国道126号	全区間
一般国道127号	全区間
一般国道128号	全区間
一般国道296号	全区間
一般国道297号	全区間
一般国道356号	全区間
一般国道357号	千葉県内の区間
一般国道408号	千葉県内の区間
㊦一般国道409号	千葉県内の区間
一般国道410号	全区間
㊦一般国道464号	全区間
県道松戸野田線	全区間
㊦県道市川浦安線	全区間
㊦県道船橋我孫子線	全区間
県道千葉茂原線	全区間
㊦県道千葉大網線	全区間
㊦県道市川柏線	全区間
県道千葉鎌ヶ谷松戸線	全区間
㊦県道市川印西線	全区間
県道千葉白井印西線	全区間
県道浜野四街道長沼線	全区間
県道長沼船橋線	全区間
㊦県道松戸原木線	全区間

路線の見直しにより、県内20路線から27路線に変更されます。
検定合格警備員の適正な配置をお願いします。



㊦～平成28年1月1日から、新たに検定合格警備員の配置が必要となる路線

認定路線は、都道府県によって異なりますので、他の都道府県で交通誘導警備業務を実施する警備業者の方は、該当する都道府県公安委員会（警察）へお問い合わせください。

千葉県に関するお問い合わせ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備業係

043(201)0110(内線3476～3478)